

砥 部 町 議 会  
平成 1 8 年 第 1 回 臨 時 会  
会 議 録

## 平成18年第1回臨時会 会議録

招集年月日	平成18年2月15日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成18年2月15日 午前9時00分 議長宣告	
応招議員	1 番 山口 元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡 章一 4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村 良彰 7 番 井上 洋一      8 番 樋口 泰幸      9 番 栗林 政伸 10 番 土居 英昭      11 番 宮内 光久      12 番 大野 和博 13 番 中島 博志      14 番 田室 博志      15 番 平岡 文男 16 番 山本 典男      17 番 玉井 啓補      18 番 三谷 喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の18名	
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職、氏名	町 長            中村 剛志            助 役            柳田 穂 収 入 役        佐川 秀紀            教 育 長        佐野 弘明 総務課長        明賀 徹              監理財政課長   松下 行吉 農林課長        西崎 悟              建設課長        萬代 喜正 学校教育課長   松村 昇二            生涯学習課長   大野 哲郎	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	16番 山本 典男            17番 玉井 啓補	

## 平成18年第1回砥部町議会臨時会

平成18年2月15日(水)

午前9時00分開会

○議長(田室博志) ただいまから、平成18年第1回砥部町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。町長より招集のあいさつがあります。中村町長。

○町長(中村剛志) 臨時会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。立春を過ぎ、厳しい寒さも峠を越して、いよいよ七折の梅まつりが始まります。春遠からじの感じがするこの頃ですが、議員の皆様には何かとお忙しい中、平成18年第1回臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日、ご審議をお願いします件は、専決処分の承認2件、条例の一部改正に伴う議案3件、工事請負契約に関する議案2件、及び教育委員の任命など、9件であります。それぞれ、詳細をご説明させていただきますので、ご議決、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。また、本日は議会人事について、ご審議をされることとなっておりますが、円満に新体制を整えられまして、町政の更なる進展にご尽力賜りますよう、お願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(田室博志) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、16番山本典男君、17番玉井啓補君を指名します。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長(田室博志) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は、去る2月10日開催の議会運営委員会において、本日1日とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長(田室博志) 日程第3 諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

また、議員派遣の件について、去る2月14日に愛媛県自治体代表者会議主催による地方自治講演会が開催され、6名の議員が参加し、「三位一体改革の評価と今後の方向性について」と題した講演を聴講しました。議員派遣の報告は以上です。これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分第1号の承認について  
(砥部町営住宅管理条例の一部を改正する条例について)

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(田室博志) 日程第4承認第1号専決処分第1号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代建設課長。

○建設課長(萬代喜正) 日程第4承認第1号専決処分第1号の承認についてご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成18年2月15日、砥部町長中村剛志。なお、別紙を見ていただけたらと思います。専決第1号砥部町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。公営住宅法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、砥部町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、次のように専決処分する。平成18年1月20日、砥部町長中村剛志。砥部町営住宅管理条例の一部を改正する条例。砥部町営住宅管理条例、平成17年砥部町条例第146号の一部を次のように改正する。第5条第6号を次のように改める。(6)現に公営住宅に入居している者の同居者の人数の増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったこと、その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて、町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。附則 この条例は、平成18年2月1日から施行する。次の参考資料を見ていただけたらと思います。一番上の表が、上位法であります公営住宅法施行令で、この施行令の改正に伴い、改正するものでございます。改正内容は、現在入居している町営住宅から、他の町営住宅に公募によらないで入居できる条件で、一番下の表の中で、その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて、を加える改正でございます。これによりまして、子どもが大きくなり、現在の間取りでは、不相当である場合、又、知的障害者等が作業場に近い公営住宅に移転する事が相当である場合等が対象となる改正でございます。以上、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(田室博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。4番土居美智子君。

○4番(土居美智子) 専決をされたという理由の中に、議会を招集する暇がないと認め、専決したという理由なんですけれども、この1項を書き加えなければならなかった理由というのが、緊急にあって、どうしても緊急事態であったのか、あるいはその省令というのは、名前はいりませんが、具体的にどのようなものであったのかということをお教えいただきたい。

○議長(田室博志) 萬代建設課長。

○建設課長(萬代喜正) 土居議員さんのご質問にお答えします。この条例改正につきましては、国の通知が12月に来たのであれば、12月の定例議会にかけることができたんですけれども、年明けにこの改正が参りました。そのために、1月20日から施行という

ことでありますので、間に合いませんので、議会を招集する暇がないということで、専決処分ということでさせていただきました。以上でございます。

○議長（田室博志） 他にありませんか。質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

承認第1号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、承認第1号専決処分第1号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

### 日程第5 承認第2号 専決処分第2号の承認について

#### （愛媛県市町総合事務組合同規約の一部変更について）

#### （説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第5承認第2号専決処分第2号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 承認第2号専決処分第2号の承認についてご説明いたします。はじめに、案件の朗読をさせていただきます。承認第2号専決処分第2号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成18年2月15日提出、砥部町長中村剛志。なお、もう1枚をお願いいたします。専決第2号、専決処分書。愛媛県市町総合事務規約の一部変更について。平成18年4月1日から、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である、大洲地区広域消防事務組合を、職員の退職手当に関する共同処理事務構成団体に加えるため、地方自治法第286条第1項の規定により、愛媛県市町総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて、同法第179条第1項の規定により、許可申請期日の関係上、議会を招集する暇がないと認め、専決処分する。平成18年2月1日、砥部町長中村剛志。愛媛県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり定めるものとする。愛媛県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約。愛媛県市町総合事務組合同規約の一部を次のように改正する。別表第2第1項構成団体の欄中、津島水道企業団を津島水道企業団 大洲地区広域消防事務組合に改める。附則、この規約は平成18年4月1日から施行する。事務組合を組織します数の増減、又規約の変更につきましては、関係地方公共団体の協議により定めることとされております。今回の愛媛県市町総合事務組合同規約の一部変更につきましては、退職手当に関する事務を共同処理する構成団体に、新たに大洲地区広域消防事務組合を加えるため改正を行うものであり、組合同規約の一部変更が必要なため、関係公共団体の協議を求めたものであります。現在の構成団体数が14市町14組合でございますが、これによりまして、本年4月からは14市町15組合で組織することになります。以上で説明を終わりますが、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。  
承認第2号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分第2号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第6 議案第1号 砥部町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

日程第7 議案第2号 砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改  
正する条例

日程第8 議案第3号 砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例  
の一部を改正する条例

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第6議案第1号から日程第8議案第3号までの報酬等審議会答申に伴う条例の一部改正についての3議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第1号から議案第3号までについては、議会議員、特別職、教育長の報酬並びに給料について、いずれも特別職報酬等審議会の答申に沿って、改定を行うものでありますので、一括してご説明申し上げます。はじめに議案の朗読をさせていただきます。議案第1号砥部町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。砥部町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。第2条中、32万円を31万9千円に、26万3千円を26万円に、24万1千円を23万9千円に改める。附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。平成18年2月15日提出、砥部町長中村剛志。提案理由、砥部町特別職報酬等審議会の答申に基づき、砥部町議会議員の報酬の適正化を図るため提案するものである。

議案第2号砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1を次のように改める。別表第1、職名、給料月額。町長78万4千円。助役68万2千円。収入役58万9千円。附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。平成18年2月15日提出、砥部町長中村剛志。提案理由、砥部町特別職報酬等審議会の答申に基づき、砥部町特別職の給与の適正化を図るため提案するものである。

議案第3号砥部町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改

正する条例。砥部町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。第3条中、57万2千円を57万円に改める。附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。平成18年2月15日提出、砥部町長中村剛志。提案理由、砥部町特別職報酬等審議会の答申に基づき、砥部町教育長の給与の適正化を図るため提案するものである。はじめに、議案第1号砥部町議会議員の報酬につきましては、平成11年4月の改定以来、見直しが行われていませんでした。今回、全国の人口段階別に見て、ほぼ同規模自治体の平均的な報酬月額を参考にして、かつ17年度の人事院が示した職員の改定率を加味いたしまして、改定を行うことといたしました。議長で0.36%、副議長で1.14%、議員さんで0.83%、それぞれ引き下げとなる改定でございます。次に議案第2号砥部町特別職の職員の給与の一部改正につきましても、全国と同規模自治体の平均月額を参考にいたしまして、17年度人事院勧告を考慮して改定を行いました。町長で2.0%、助役1.86%、収入役0.36%、それぞれ引き下げる改定を行っております。次に議案第3号砥部町教育長の給与の一部改定につきましても、議会議員、特別職の職員と同様の考え方により、改定を行いました。率にいたしまして、0.36%の引き下げとなります。特別職報酬等審議会の意見といたしまして、特別職の報酬等につきましては、本来、その責務と責任に対応する事が必要であり、加えて一般職の給与改定及び同規模自治体の報酬等の状況また社会経済情勢等を総合的に勘案の上、改定すべきとしており、均衡を図るために、今回ここに提案している額に改正する事が適当としております。以上で説明を終わりますが、ご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。  
議案第1号砥部町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。  
議案第1号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第1号砥部町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、可決されました。  
議案第2号砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。  
議案第2号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第2号砥部町特別職の職員の給

与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、可決されました。

議案第3号砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第3号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第3号砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、可決されました。ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して総務文教常任委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

午前 9時20分 休憩

午前10時30分 再開



#### 日程第9 議案第4号 砥部町中央公民館空調改修工事請負契約の締結について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 再開します。日程第9議案第4号砥部町中央公民館空調改修工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第4号砥部町中央公民館空調改修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。お手元のほうに、金額の入っておる議案第4号が回っておりますので、ご確認いただけたらと思います。議案第4号砥部町中央公民館空調改修工事請負契約の締結について、砥部町中央公民館空調改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。契約の目的でございますが、砥部町中央公民館空調改修工事でございます。契約の方法は、指名競争入札。契約金額につきましては、5,355万円。うち、消費税および地方消費税の額が255万円含まれております。契約の相手方は、松山市星岡町587番地 北四国エアコン株式会社 代表取締役 菅 武廣でございます。平成18年2月15日提出 砥部町長中村剛志。提案理由につきましては、下段のところでございますが、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。工事の概要についてでございますが、この事業につきましては、17年度、18年度の2カ年にまたがる事業として、昨年12月議会で、工事費と工事管理費を含めまして、継続費として7,749万3千円を補正計上いたしております。工事につきましては、建築と空調設備の改修に分けて発注となっております。このうちの空調改修工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約のため、今回提出するものであります。主なものにつきましては、中央公民館各室に空調機33台を設置するとともに、これに伴う室外機5台を屋上に



設置するものです。工期につきましては、契約の日から18年4月末までを予定しております。次に指名業者でございますが、9社を指名しております。内訳を申し上げます。株式会社ダイキアクシス、株式会社ダイイチマリン、日機愛媛株式会社、三和ダイヤ株式会社、重松兄弟設備株式会社、ダイキンエアテクノ四国株式会社、愛媛冷暖房株式会社、株式会社戒田商事、それに落札いたしました北四国エアコン株式会社で9社でございます。なお、設計金額に対する請負率は91.2%でございました。以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） ただいま、建設と空調2つの金額が出まして、これの財源の内訳は当初の予算書を見ればわかるんですが、ひとつ財源の内訳を教えてくださいと思います。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 三谷議員さんのご質問にお答えします。この事業につきましては、市町村合併補助金という合併に伴います特別な補助金がございます。これを全額財源として充てることにしております。なお、18年度につきましては、財源状況は補助金の状況を見て、一般財源にするか、この特定財源にするかということを検討いたしましたんですけども、ほとんどの部分をできれば17年度に実施して、この補助金を充てたいと考えております。以上です。

○議長（田室博志） 他にありませんか。質疑なしと終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第4号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第4号砥部町中央公民館空調改修工事請負契約の締結については可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第5号 工事請負契約の変更契約の締結について (説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第10議案第5号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 議案第5号についてご説明いたします。議案第5号工事請負契約の変更契約の締結について。次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。契約の目的、砥部町公営住宅大南団地新築工事。変更契約金額、2億4,335万9千円。今回変更による現額、234万1千円。契約の相手方、松山市竹原二丁目1番19号 株式会社二神組 代表取締役 二神一誠。平成18年2月15日

提出、砥部町長中村剛志。提案理由といたしまして、砥部町公営住宅大南団地新築工事請負契約の変更契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。なお、主な減額内容の工事内容でございますが、建物の基礎部分を地盤計画高、GLプラス40センチにしておりましたものを、GLプラス20センチに変更いたしまして、建物の高さを下げました。そういたしまして、1階玄関出入り口4ヵ所のスロープ、手すり等を廃止し、段差をなくし、より高齢者に対応できるように変更いたしました。また、住宅の裏にあたります西側土間コンクリートを砂利敷きに変更し、雨水が地下に浸透できるように変更させたわけでございます。それによりまして、いろんな足場の高さ、コンクリート量いろんな部分に影響を及ぼしまして、234万1千円の減額ということでございます。よろしくご審議のほどを願います。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。18番玉井啓補君。

○18番（玉井啓補） 2点ほどお尋ねいたしますが、まず1点目は設計業者がどこであったかということです。もうひとつ、こういうことについて、雨水を地下にしみ込ますとか、スロープのこととか、なんではじめにこのようなことを考えつかなかったのかということをご説明いただいたらと思います。

○議長（田室博志） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 玉井議員さんのご質問にお答えします。設計事務所は、株式会社綜企画でございます。また、この変更につきましては、本来、着手前に県の方の設計審査を受けております。その段階では、駐車場とフラットの部分と40センチの段差をつけまして、駐車場と入居部分にその分、段差をつけまして、一応駐車場と分離するような形、進入口だけはスロープによって確保するというものでありましたが、県のほうから、このことにつきましては、どちらでも構わないですよということでした。ただ、町が、今高齢化が進む中で、15分の1、すなわち3メートル行って20センチということですので段差が非常に無くなるということで、また、費用も減額できるということですので、そちらを採用いたしまして、本来なら最初からということございますけれども、私どもは途中でその内容を審議いたしまして、変更とさせていただきます。なお、この変更につきましては、軽微な変更に分類されるということで、県の方にもその設計については了承していただいた状態でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（田室博志） 他にありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第5号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第5号工事請負契約の変更契約の締結については可決されました。ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全

員協議会を開催したいと思いますので、よろしく申し上げます。

午前10時41分 休憩

午前16時15分 再開

~~~~~

日程第11 同意第1号 砥部町教育委員会委員の任命について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長(田室博志) 再開します。日程第11同意第1号砥部町教育委員会委員の任命についてを議題とします。提案者の説明を求めます。中村町長。

○町長(中村剛志) 砥部町教育委員会委員の任命について。次の者を砥部町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。住所 愛媛県伊予郡砥部町川井1460番地1。氏名 森永とめ子。生年月日 昭和29年4月2日。平成18年2月15日提出。砥部町長中村剛志。提案理由、高野忠夫教育委員は、平成18年2月16日に任期が満了するので、その後任者を任命するため、提案するものである。以上、よろしく申し上げます。

○議長(田室博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長(田室博志) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長(田室博志) 討論なしと認めます。  
同意第1号の採決を行います。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。よって、同意第1号砥部町教育委員の任命については、同意することに決定しました。

~~~~~

日程第12 同意第2号 砥部町教育委員会委員の任命について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長(田室博志) 日程第12同意第2号砥部町教育委員会委員の任命についてを議題とします。提案者の説明を求めます。中村町長。

○町長(中村剛志) 砥部町教育委員会委員の任命について。次の者を砥部町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。住所 愛媛県伊予郡砥部町拾町242番地2。氏名 三好真人。生年月日 昭和18年11月16日。平成18年2月15日提出。砥部町長中村剛志。提案理由、柳田尚教育委員の辞任に伴い、その後任者を任命するため、提案するものである。以上、よろしく申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を求めます。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

同意第2号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、同意第2号砥部町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

おはかりします。議会人事案件を日程に追加し、議題とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議事日程を追加し、議題とすることに決定しました。追加議事日程を事務局長が配付します。

〔原田事務局長追加議事日程配布〕

○議長（田室博志） 中島副議長、議長席にお着き願います。

〔田室議長辞職願提出〕

○副議長（中島博志） ただいま、田室議長より議長辞職願が提出されました。おはかりします。議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議長辞職について

○副議長（中島博志） 追加日程第1議長辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、田室博志君の除斥を求めます。

〔田室議長退場〕

○副議長（中島博志） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（原田公夫） 失礼します。辞職願 このたび一身上の都合により、議長を辞職いたしたいので、許可されますようお願いいたします。平成18年2月15日。砥部町議会副議長 中島博志殿。砥部町議会議長 田室博志。以上でございます。

○副議長（中島博志） おはかりします。田室議長の議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、田室議長の議長辞職を許可するこ

とに決定しました。田室博志君の除斥を解除します。

[田室議長入場]

○副議長（中島博志） ただいま、議長辞職を許可することに決定しましたので、議長退任のご挨拶をお願いします。

○議長（田室博志） 議長退任にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。昨年2月の臨時会におきまして、議員各位の皆さんのご推挙をいただきまして、合併による新砥部町の初代議長の要職に就任いたしまして以来、議員の皆様的心からなるご支援、ご協力をいただきまして、本日無事、重責を果たして退任することができますことを誠にありがたく、衷心より厚くお礼を申し上げます。

この1年を振り返ってみますと、本町の長年の懸案であった下水道事業が実施に向け、動き始めた年であったと同時に、合併に伴う旧町村の諸問題が具体的に出てきた年であったと思います。この案件の解決にはしばらく時間がかかるものと思いますが、在任中は議員の皆さんはもちろんのこと、町理事者、執行部の皆さんのご協力によりまして、なんとか議会運営をスムーズに行うことができましたこと、重ねてお礼を申し上げます。議長を退任いたしましても、町政の発展と住民福祉を願う心は皆様と同じでございます。変わらぬご指導をお願い申し上げまして、議長退任のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○副議長（中島博志） ただいま、議長が欠けました。おはかりします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

## 追加日程第2 議長選挙

○副議長（中島博志） 追加日程第2議長選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

おはかりします。指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定しました。議長に樋口泰幸君を指名します。

おはかりします。ただいま副議長において指名しました樋口泰幸君を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました樋口泰幸君が議長に当選されました。議長に当選されました樋口泰幸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。新議長に就任のご挨拶をお願いします。

○議長（樋口泰幸） 一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。このたび、議員各位の温かいご推挙によりまして、凶らずも砥部町議会議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、身に余る光栄に存ずる次第であります。田室前議長の円熟した行動力と比べ、私は浅学非才でありまして、その器でないことは自分が一番よく承知しておりますが、ここに皆様のご推挙を受けました上は、身を挺してそのご厚情に対し報いるよう覚悟新たにしているところであります。議会運営につきましては、議会運営委員会や議員各位の意見を尊重しながら、不偏不党、公正無私を旨とし、言論の府として、議会が円満に運営されますよう、誠心誠意、努力する所存であります。

さて本年は、少子高齢化社会、福祉の問題、教育問題、また厳しい財政事情の中、行財政改革を行い、公共下水道への着手という大事業を控えております極めて重大な時期にあると思います。こうした時こそ、特に行政機関と議会がそれぞれの権限を尊重し合い、協力して町民の負託に応えるよう、きらりと光る立派な砥部町政を作り上げていかなければならないと思います。議員各位におかれましては、今後、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げますとともに、中村町長をはじめといたしまして、町職員、管理職の皆様方にもご指導を賜りますよう心からお願い申し上げます、議長就任のご挨拶とさせていただきます。

○副議長（中島博志） 樋口議長、議長席にお着き願います。

○議長（樋口泰幸） ただいま、中島副議長より副議長辞職願が提出されました。

おはかりします。副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第3 副議長辞職について

○議長（樋口泰幸） 追加日程第3副議長辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、中島博志君の除斥を求めます。

〔中島副議長退場〕

○議長（樋口泰幸） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（原田公夫） 失礼します。辞職願 このたび一身上の都合により、副議長を辞職いたしたいので、許可されますようお願いいたします。平成18年2月15日。  
砥部町議会議長 樋口泰幸殿。砥部町議会副議長 中島博志。以上でございます。

おはかりします。中島副議長の副議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、中島副議長の副議長辞職を許可することに決定しました。中島博志君の除斥を解除します。

〔中島副議長入場〕

○議長（樋口泰幸） ただいま、副議長辞職を許可することに決定しましたので、副議長退任のご挨拶をお願いします。

○副議長（中島博志） 副議長を退任するにあたりまして、一言、お礼を申し上げます。昨年2月の臨時会におきまして、皆様の温かいご支持をいただきまして、副議長の要職を拝命させていただきました。以来、1年間、大過なく無事その職責を全うすることができました。田室議長はじめ、議員の皆様並びに理事者関係各位の皆様に、厚く感謝とお礼を申し上げます。今後も一議員として、町政進展のため献身する覚悟でございます。皆様方の一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。退任のご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（樋口泰幸） ただいま、副議長が欠けました。

おはかりします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第4 副議長選挙

○議長（樋口泰幸） 追加日程第4副議長選挙を行ないます。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。副議長に西村良彰君を指名します。

おはかりします。ただいま、議長において指名しました西村良彰君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました西村良彰君が

副議長に当選されました。副議長に当選されました西村良彰君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。新副議長に就任のご挨拶をお願いします。

○副議長（西村良彰） 一言、就任のご挨拶を申しあげます。このたび、皆様のご推挙をいただきまして、副議長に就任することになりましたことは、誠に身に余る光栄であり、ご厚情に対し、心からお礼を申し上げます。副議長の要職を十分に果たすことができるか、一抹の危惧がないわけではありませんが、幸いにいたしまして、議長には、人格識見ともに卓越した樋口氏をご就任になっておられますので、議長のご指導とご助言をいただきながら、名誉ある席を汚さずに、その職責を全うするよう最大の努力をいたしたいと決意している次第であります。議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口泰幸） ただいま西村副議長より議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

おはかりします。副議長の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、副議長の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第5 副議長の議会運営委員会委員の辞任について

○議長（樋口泰幸） 追加日程第5副議長の議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、西村副議長の除斥を求めます。

〔西村副議長退場〕

○議長（樋口泰幸） 西村副議長から、議会運営全般にわたる職責上、議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

おはかりします。副議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、副議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。西村副議長の除斥を解除します。

〔西村副議長入場〕

○議長（樋口泰幸） おはかりします。議会運営委員会委員の辞任の申し出がありましたので、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。



~~~~~

#### 追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任について

○議長（樋口泰幸） 追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。中村茂君から、議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。おはかりします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、中村茂君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。辞任に伴う補欠委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中島博志君、田室博志君を指名したいと思います。

おはかりします。ただいま、議長によって指名しました2名を議会運営委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名しました2名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

おはかりします。議会広報調査特別委員会委員より、辞任の申し出がありましたので、特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第7として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第7 特別委員会委員の辞任について

○議長（樋口泰幸） 追加日程第7 特別委員会委員の辞任についてを議題とします。中村茂君、宮内光久君、中島博志君、平岡文男君から議会広報調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

おはかりします。中村茂君の辞任について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、中村茂君の議会広報調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

次に、宮内光久君の辞任について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、宮内光久君の議会広報調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

次に中島博志君の辞任について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、中島博志君の議会広報調査特別委員

会委員の辞任を許可することに決定しました。

次に、平岡文男君の辞任について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、平岡文男君の議会広報調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

辞任に伴う補欠委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、西村良彰君、土居英昭君、田室博志君、三谷喜好君を指名したいと思います。

おはかりします。ただいま、議長によって指名しました4名を議会広報調査特別委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名しました4名を議会広報調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

おはかりします。常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長の互選結果報告についてを日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長の互選結果報告についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

本日の会議は議事の都合によって延長します。ここでしばらく休憩します。再開は、4時55分頃とします。

午後 4時50分 休憩

午前 4時57分 再開

~~~~~

#### 追加日程第8 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長の互選結果報告について

○議長（樋口泰幸） 再開します。追加日程第8常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長の互選結果報告についてを議題とします。ただ今より互選結果を報告します。厚生常任委員会委員長に中島博志君、産業建設常任委員会副委員長に宮内光久君、議会運営委員会委員長に田室博志君、議会広報調査特別委員会委員長に三谷喜好君、下水道整備特別委員会副委員長に中村茂君が就任されました。今後、ご協力の程よろしく願います。

おはかりします。議会人事の異動に伴い、欠員が生じた一部事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、一部事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第9 一部事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長（樋口泰幸） 追加日程第9 一部事務組合議会議員の補欠選挙を行います。おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることと決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長によって指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定しました。伊予市伊予郡養護老人ホーム組合議会議員に中島博志君、伊予消防等事務組合議会議員に田室博志君、内山衛生事務組合議会議員に中島博志君を指名します。

おはかりします。ただいま、議長が指名しましたとおり、当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり当選されました。

おはかりします。議会人事の異動に伴い、欠員が生じた砥部町土地開発公社の補欠役員の選任についてを日程に追加し、追加日程第10として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、砥部町土地開発公社の補欠役員の選任についてを日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第10 砥部町土地開発公社の補欠役員の選任について

○議長（樋口泰幸） 追加日程第10 砥部町土地開発公社の補欠役員の選任について報告します。砥部町土地開発公社の監事に平岡文男君を選任しました。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、慎重にご審議を賜り、上程させていただきました議案いずれもご議決、ご承認をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。また、新砥部町2年目のスタートにあたりまして、議会の皆様の新体制を整えていただきました。新議長に就任されました樋口泰幸様、そして、

副議長に就任されました西村良彰様に心からお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。また、田室前議長、中島前副議長様には、新町最初の正副議長として、1年間大変お世話になりました。本当にありがとうございました。課題山積の中、町政執行に際して、何かとご指導、ご協力を賜り、お陰様をもちまして、ひとつひとつ着実に解決できましたことは本当にありがたく、心よりお礼を申し上げます。さて、三寒四温、次第に春めいてまいりますが、まだまだ寒い日が続きます。お体には十分気を付けられまして、お仕事に、そして町政発展にご尽力ご活躍を賜りますよう、お願い申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○議長（樋口泰幸） 以上をもちまして、平成18年第1回砥部町議会臨時会を閉会します。ありがとうございました。

午後 5時04分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員